



新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花角英世

**新潟県規則第34号**

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

新潟県訓練手当支給規則（昭和44年新潟県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線の欄に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
<b>別記</b> <b>第1号様式（第11条関係）</b> 訓練手当受給資格認定申請書		<b>別記</b> <b>第1号様式（第11条関係）</b> 訓練手当受給資格認定申請書	
(略)		(略)	
8	他 の給 付金 等の 受給 状況	8	他 の給 付金 等の 受給 状況
9	受取口座 該当する <input type="checkbox"/> にレ印を 付すること。	9	受取口座 該当する <input type="checkbox"/> にレ印を 付すること。
	<input type="checkbox"/> 公金受取 口座を利 用（利用す る場合は 口座情報 記入不要） マイナ ンバー（個 人番号）を 右欄に記 入すること。		<input type="checkbox"/> マイナ ンバー （個人 番号）
	期間		期間
	認定日		認定日
	年月日		年月日

<input type="checkbox"/> 振込口座を指定 座に関する必要事項を記入し提出すること。	<p>(略)</p> <p>10 寄宿及び家族に関する事項 (略)</p> <p>注 新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、10欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。</p>
--	---

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

<p>(略)</p>	<p>9 寄宿及び家族に関する事項 (略)</p> <p>注 新潟県訓練手当支給規則第7条の規定による寄宿手当の支給を受けようとする者は、9欄の(4)の事項を証する書類を添付すること。</p>
------------	--



